

## 葉山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、性別に関わらず誰もが人権を尊重され、多様性を認め合える町の実現を目指すため、パートナー関係にある二人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二者が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 双方が町内に住所を有している、又は一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓しようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと（養子縁組をしている場合を除く。）。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って町職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 本籍地で発行する独身証明書その他これに類する書類
- (2) 転入予定の者にあつては、その事実が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に町と調整するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号の要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓証明書(第2号様式。以下「証明書」という。)に宣誓書の写しを添付し、当該宣誓をした者に交付するものとする。

(証明書の再交付)

第7条 前条の規定により証明書の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(第3号様式)により、証明書の再交付を申請することができる。

(1) 証明書を紛失したとき。

(2) 証明書をき損し、又は汚損したとき。

(3) 氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があったとき。この場合においては、第4条第1項に規定する書類であって、変更後の事項を確認できるものを提出し、又は提示するものとする。

(証明書の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、パートナーシップ宣誓証明書返還届(第4号様式)に証明書を添えて町長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき(特別な事情により双方の意思によることができないと町長が認めたときを含む。)

(2) 宣誓者の一方又は双方が町外に転出したとき(一時的な場合及び次条の規定により転出先の自治体において用いるときを除く。)

(3) 第3条第3号に該当しなくなったとき。

(自治体間での相互利用)

第9条 宣誓者は、本町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合において、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書(第5号様式)を提出したときは、本町が交付した証明書を継続して使用することができる。

- 2 本町と協定を締結している自治体から本町へ転入した者は、当該自治体が交付した証明書（継続使用の届出がされたものに限る。）を、本町において継続して使用することができる。
- 3 前項の規定により証明書を継続して使用している者が、前条各号のいずれかに該当したときは、前条の規定により返還の届出をするものとする。
- 4 第2項の規定により継続使用している証明書の再交付については、第7条の規定を準用する。

（事務の所管）

第10条 パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務は、町民健康課において行う。

（その他の事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

第1号様式（第4条第1項関係）

パートナーシップ宣誓書

私たち と は、葉山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

(代筆者)  
氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

第2号様式（第6条関係）

（表）

<p>葉山町パートナーシップ宣誓証明書</p> <p>葉山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p>		
_____ 様		_____ 様
第 号	年 月 日	葉山町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

（裏）

<p>この証明書は、生命・自由及び幸福追求の権利を尊重し、すべて国民が法の下に平等であることを認める日本国憲法のもと、誰もが相互の違い、多様性を認め合える社会を目指す葉山町の規定により証されるものです。</p> <p>特記事項</p> <p>_____</p>
--



第4号様式（第8条関係）

（あて先）葉山町長

パートナーシップ宣誓証明書返還届

葉山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、証明書を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください）

- 1 パートナーシップの解消
- 2 葉山町からの転出
- 3 いずれか一方が婚姻し、又は他の者とパートナーシップを有することとなったため。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

（代筆者）

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

第5号様式（第9条関係）

（あて先）葉山町長

パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書

葉山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条第1項の規定により、証明書の継続使用を届け出ます。

なお、本申請書（写し）を協定を締結している転出先自治体へ提供することに同意します。

年 月 日

（現住所（転出元住所））

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

（新住所（転出先住所））

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

（代筆者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

